

青森市子ども総合プラン 目標とする指標一覧(案)(策定時未設定分)

<第1章>子どもの権利が保障される環境づくり

施策の方向：子どもの権利の普及啓発を図るほか、権利侵害からの迅速かつ適切な救済のための体制を整備するなど、子どもにとって大切な権利が保障される環境づくりを推進します。

指標とその説明	基準値	目標値 (H32年度)	指標の考え方	担当課
「子どもの権利条例」に対する市民の認知度	15.1%	23.1%	「子どもの権利」の普及状況を測るため設定。	子どもしあわせ課
「青森市子どもの権利条例」を知っている市民の割合 (市民意識調査)	(H28年度)			
(算出方法) ・引き続き、子どもの権利に関する理解が必要な子どもや保護者を中心としながら、市民全体に対して普及啓発活動を実施することで、年2.0ポイント上昇させることを目標とし、23.1%とする。 ※H25年度の市民意識調査で「子どもの権利条例」の認知度を測ったところ、「知っている」と回答した人の割合は9.6%であった。 H28年度が15.1%であることから、3年間で5.5ポイント、年平均1.83ポイント上昇したことになる。 今後さらに普及啓発活動を行っていくことで、これまでに上回る年2.0ポイント上昇させることを目標とする。 ⇒ 15.1%(現状値) + [2.0ポイント(年平均上昇値) × 4年間] = 23.1%(目標値)				

<第3章>健やかで心豊かな育ちへの支援

施策の方向：学校や家庭、地域などの連携により、学力の向上はもとより豊かな心や健やかな体の育成、子どもの活動機会の充実を図るなど、子どもの健やかな育ちを支援します。

指標とその説明	基準値	目標値 (H32年度)	指標の考え方	担当課
子どもの活動拠点に対する満足度 <small>総合計画</small>	11.8%	12.2%	子どもの居場所に関する状況を測るため設定。	子どもしあわせ課
本市の豊かな自然などを活かした子どもの遊び場や居場所など、充実した活動拠点が確保されていると感じる市民の割合(市民意識調査)	(H28年度)			
(算出方法) ・市総合計画後期基本計画に従って設定。 ※これまでの取組について、内容の充実を図りながら継続し、さらには、老朽化した児童館の整備について検討するなど、より一層の良好な子どもの居場所の確保を図ることで毎年0.1ポイント増加させることを目標とし、12.2%とする。(市総合計画後期基本計画において設定済)				

<第4章>特に支援が必要な子どもや家庭への支援

施策の方向：障がいのある子どもやひとり親家庭、児童虐待の恐れがある家庭などのほか、貧困など様々な環境にある子どもに対し、相談体制の充実や情報提供など、きめ細かい支援を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値 (H32年度)	指標の考え方	担当課
学習支援参加者数	17人	40人	子どもの貧困対策の実施状況を測るため設定。	子育て支援課
子どもの居場所づくり・学習応援事業に参加した子どもの数	(H28年度)			
(算出方法) ・H28年度における事業の実績をもとに設定。 ※平成28年度における当該事業の募集定員である40人を目標とする。				